

会員の皆様へ

『購読と宣伝』ご協力のお願い

村落社会研究 24

『村落の変貌と土地利用形態』 定価 四、一〇〇円

(社) 農山漁村文化協会より一〇月五日に発行されました。

会員諸氏のご購読をお願いいたします。

同封の農文協郵便振替用紙をご利用下さい

☆会員特価 三、七八〇円 (割引)

但し、農文協の振替用紙以外の送金方法でお申込みの場合は、「会員」である旨を農文協にお伝え下さい。

又、先に農文協より宣伝チラシを数枚づつ直接お送りさせて頂きました。会員諸氏のご関係の方々に宣伝方をよろしくお願ひいたします。

- 所属大学の書籍店に置いて頂く為、店長さんへの一声依頼を！
- 関連研究室にご紹介を！
- フィールド調査上のおつきあいの団体個人にご紹介を！
- (大学生協連加盟三〇書籍店へは一月末にDMにてチラシを送附済です)

お申込・お問合わせ先

(社) 農山漁村文化協会普及部

☎〇三一五八五一一一四一
〒一〇七

振替 東京一一四四四七八

覚書

村落社会研究会(以下「甲」という)と、社団法人農山漁村文化協会(以下「乙」という)は、甲の研究雑誌である『村落社会研究』(以下本著作物といふ)の編集、発行に関して次の通り覚書を締結する。

記

1. 甲は本著作物の編集と校正を行ない、乙は原稿整理、刷付、校正、版丁設計、販売等を行なう。
2. 本著作物の著作に要する費用は著作権者たる甲が負担し、製作、販売に要する費用は出版権者たる乙が負担する。
3. 本著作物は原則として年1回、村落社会研究会大会の直前に発行するものとし、甲は発行の4か月前までに完全原稿を乙に引き渡す。
4. 本著作物の著作権使用料は無料とする。
5. 本著作物の発行部数と定価は算定を勘定して乙が決定する。
6. 乙は甲に30部を販売する。
7. 甲の会員に対して乙は定価の90%で販売する。
8. この覚書の内容について疑義が生じたときは甲乙協議し、誠意をもって解決に當たる。

以上各項を甲乙双方が承認した後として同文2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和63年8月10日

甲 村落社会研究会年報編集委員会

代表幹事 安原 政

乙 社団法人 農山漁村文化協会

専務理事 坂本 伸